

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 労働安全衛生法施行令の一部改正

一 型式検定を受けるべき機械等の追加

型式検定を受けるべき機械等として、電動ファン付き呼吸用保護具を追加すること。

二 外国登録製造時等検査機関等の事務所における検査に要する費用の負担

厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関等の業務の適正な運営を確保するため必要があると認められた場合にその職員に行わせる外国登録製造時等検査機関等の事務所における検査に要する費用のうち、当該検査のため当該職員がその検査に係る事務所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものは、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関等が負担するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、厚生労働省令で定めるものとする。

第二 労働安全衛生法関係手数料令の一部改正

一 型式検定の手数料

国が行う電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の手数料を次のように定めるものとする。

- (一) 新規検定 一件につき三八九、三〇〇円
- (二) 更新検定 一件につき二二、一〇〇円

二 型式検定の手数料の加算

電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の申請があつた場合において、厚生労働大臣は、当該型式の器具を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めるときは、当該検定の申請をした者にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた者が納付しなければならない手数料の額は、一の金額に、審査旅費相当額等の合計額として厚生労働大臣が通知した金額を加算した金額とすること。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 施行期日

この政令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行するものとする。ただし、第一の一、第二及び第三の一部は改正法の公

布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成二十六年十二月一日）から施行するものとする。